

平成28年10月14日

愛媛県社会保険労務士会会長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

時下 益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から労働行政の運営につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、我が国においては、依然として長時間労働の問題が認められ、年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまるなど、長時間労働の削減をはじめとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016 ー第4次産業革命に向けてー」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る9月2日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題については、厚生労働省に大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、省を挙げて取り組んでまいりました。特に、監督指導

第 号
28.10.14

については、本年4月に、月残業100時間超から80時間超のすべての事業場へ監督対象を拡大するなど、その取組を強化したところです。また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとしました。

愛媛労働局においては、昨年11月に、愛媛労働局管内の各労働基準監督署において実施した過重労働重点監督の結果、過重労働の疑いのある76事業場中、時間外労働が月80時間を超える事業場が13件(全体の17.1%)、そのうち100時間を超えるものが8件(同10.5%)と過労死等が懸念される長時間労働が行われていることが確認されました。また、58件(同76.3%)で違法な時間外労働や賃金不払残業等を中心に法違反が認められ、57件(同75.0%)について健康障害防止に関する指導を行ったところです。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための施策等、各々の企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現(「プラスワン休暇」)のほか、ボランティア休暇をはじめとする、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴会には、「えひめ働き方改革宣言」に賛同いただくとともに、働き方改革や夏の生活スタイル変革が進むよう、格別の御配意を賜って来たところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、各企業において労使間で協議を行い「働き方改革」が進むよう、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

愛 媛 労 働 局 長



～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

働き過ぎではありませんか？



あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
効率の良い仕事をする環境がありますか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、見直してみませんか？

無料

過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」



なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月6日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

愛媛 会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

参加
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過 労 死 等 防 止 対 策 推 進 シ ン ポ ジ ウ ム

日時 平成28年11月5日(土)
14:00~16:30 (受付13:30~)

会場 東京第一ホテル松山 シルバー
(愛媛県松山市南堀端町6-16)
[定員] 100名

主催：厚生労働省

後援：愛媛県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議